

# 宮城県内の高校における 発達障害をもつ生徒の受け入れ状況について －アンケート調査の集計結果－

宮城県発達障害児・者を支援する会（準備会）

2006年11月7日

## ■はじめに

### アンケート調査は、これまで法制度の外に置かれてきた発達障害者の実状に接近する試み

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害をもつ子どもは、幼少時からの一貫した指導がないと二次的な問題が大きくなり、知的な能力は高くとも社会適応は難しくなることがあります。問題となるリスクを減らして、発達障害をもつ人々の人生を確かなものにするためには、早期からの適切な療育や発達支援が必要です。しかし、わが国では長い間、発達障害は法制度の外に置かれてきました。

発達障害に関わる人々の運動によって、議員立法で2004年12月に発達障害支援法が成立して、発達障害をもつ子どもや親の支援が国と地方自治体に義務付けられ、すべての都道府県と政令指定都市が「発達障害者支援センター」を設置しつつあります。教育の分野でも、「インクルージョン教育」（子どもは一人ひとりユニークな存在であり、一人ひとり違うのが当たり前であることを前提として、すべての子どもを包み込む教育システム）の考え方が世界的に普及するなかで、来年度から障害児教育が「特別支援教育」に移行しようとしています。

発達障害者を支援する取り組みが転換期を迎えており、宮城県の各地で活動している発達障害をもつ子どもの親の会は、発達障害をもつ人々への社会一般の理解の向上と福祉の増進に寄与することをめざして、緩やかなネットワーク＝（仮称）「宮城県発達障害児・者を支援する会」の結成を話し合っています。

このアンケート調査は、親の会による「宮城県発達障害児・者を支援する会」準備会が、東北福祉大学の阿部芳久教授のご尽力をいただいて実施したものです。私たちは、発達障害に関わる研究の進展と、医療・福祉・教育・労働など各分野での施策の具体化と充実を願っていますが、発達障害をもつ人々が置かれている現状を明らかにすることは、理解と支援を進める出発点となるものだからです。

宮城県内の高等学校に、発達障害をもつ子どもたちが何人就学しているのか、どのような支援を受けているのかを調査テーマに選んだのは、従来の公的な統計にはこの種の調査は欠落しており、高校教育に関して保護者が入手できる情報は極めて限られているからです。

幸いなことに、多くの方々に私たちの願いと調査の意義をご理解いただき、過半数の学校から回答を寄せていただくことができました。心から御礼を申し上げます。

## ■アンケートの送付と回答の状況

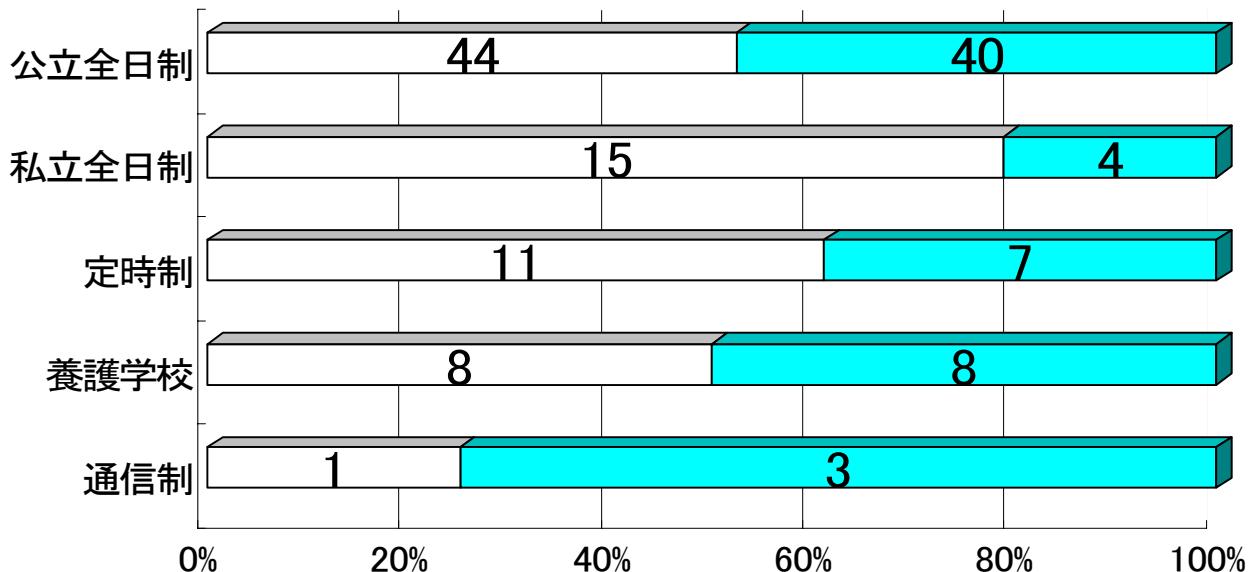
調査依頼の文書とアンケート用紙は、8月下旬に送付しました。内訳は、公立の全日制高校84校、私立全日制高校19校、定時制18校、養護学校16校、通信制4校で、計141校です。

回答は80校(56.7%)から寄せられました。集計にあたって、高等部がない養護学校1校の回答は、今回の集計には加えないことにしました。

したがって、回答を集計したのは、公立の全日制高校が44校(52%)、私立の全日制高校15校(79%)、養護学校8校(50%)、定時制高校11校(61%)、通信制1校(25%)の計79校となりました。

### アンケートへの回答状況

回答した学校 回答がなかつた学校



## ■集計結果についてー親の会の立場からのコメントもまじえて

### ①、発達障害の診断も認知も、高等学校の段階ではこれから

発達障害と診断されている生徒が在籍していると回答した学校は18校(内訳は公立全日制が3校、私立全日制が7校、定時制が2校、養護学校5校、通信制1校)ありました。17校に計40人が在籍しているほかに、私立高校1校が「(在籍しているけれども)人数は調査していない」と回答しました。

発達障害が疑われる生徒が在籍していると回答した学校は21校(内訳は、公立全日制、7校、私立全日制5校、定時制3校、養護学校5校、通信制1校)ありました。17校で計

68 人を確認しているほかに、4校が「若干名」「1～2名」「数名」「人数は調査していない」と回答しています。

今回の調査で、発達障害のある子どもの在籍状況の一端が浮かび上がってきたことは貴重だと受け止めています。

アンケート調査の対象となった高校生は、発達障害に関わる相談や診断が今よりも普及していなかった時期に、乳幼児期と学童期を送っています。ですから、発達障害が診断されないまま高校生になったと考えられます。診断を受けていると回答された生徒数が統計上の数値（6.3%）より下回っているのはこのことの反映と思われます。

また、保護者が学校に申し出ていないケースがあることも反映しています。ある高校から、「軽度発達障害生徒の保護者は、隠そうとする傾向があるように思われる。そのような保護者とは連携がとりにくく、高校現場も混乱し、生徒自身が一番かわいそうに思える。高校現場の制度は変わりにくいが、家庭からの情報があれば学校も保護者と連携をとりながら、できる範囲で生徒を指導できるのに、残念に思う」という率直な意見が寄せられました。

## ②、発達障害をもつ生徒を受け入れている学校の姿勢に励されました

発達障害をもつ生徒を受け入れている高校がまだ限られている状況の中で、支援に尽力している学校の実践があることを知り、また教師の方々から寄せられたメッセージに大変励されました。

発達障害をもつ生徒3人、発達障害が疑われる生徒4人が在学している私立高校の担当者は、「家庭、学校、行政が常に協力し合える関係作りが大切だと思う。教員、保護者が気軽に相談し、アドバイス（指導方法など）をしてもらえる専門機関があると良い。学校に在籍しているうちはどんなに大変でも、卒業してしまえば離れてしまう。卒業後の進路が問題である。地域社会の理解と協力が必要」と書き綴り、保護者に「早い段階で相談してくれれば、共通理解をはかり、対応していくことができるので、心配せずに気軽に相談して欲しい」というメッセージを寄せました。

発達障害をもつ生徒6人、発達障害が疑われる生徒10人を受け入れている私立高校は、「『変わり者』などの偏見があるが、生徒理解のためにも、その特質や秀でている面を見極め伸ばしてあげるようにしたいと考えている」という姿勢を表明しました。そして保護者に望むこととして、「親子ともに障害の早期発見をし、受け入れてもらいたい。専門機関に行き、治療や訓練に励むなど、理解や協力を求めたい」と書いてありました。

## ③、高等学校における特別支援教育への移行準備は遅れているのではないか

校内委員会を設置している学校は9校（11%）しかなく、設置していない67校のうちの81%にあたる45校が今後も設置する予定が「ない」と回答しています。

コーディネーターを指名している学校は14校（18%）だけで、指名していない65校のうち71%にあたる51校が今後も計画は「ない」と回答しています。

親の立場から見ると、特別支援教育への移行準備が遅れているのではないかと、思わざ

るをえません。宮城県教育委員会の速やかな対応を期待するものです。

#### ④、発達障害をもつ子どもにとって高等学校が『狭き門』になっている現状の是正を

今回のアンケート調査で、発達障害をもつ生徒が在籍している公立の全日制高校が少ないことが明らかになったことは、特徴的なことでした。

アンケートに回答した養護学校の教師が、次のような感想を寄せていました。「私は、高校から養護学校へ異動しましたが、異動してはじめて高校の軽度発達障害がある生徒への支援や配慮は皆無に等しいと痛感しました」

ある公立の職業高校の教師は、「今後、普通科の高校でも障害をもつ生徒を受け入れるようになる可能性は少なくない。しかし、受け入れる学校の側の準備体制が整っておらず、現状では十分な普通高校での指導は難しいと思われる。行政からの支援が不可欠ではないだろうか」と述べていました。

公立の普通科高校の教師は、「軽度発達障害生徒の受け入れについては、今後『人的』『予算』『設備』の面で措置がなされれば受け入れの検討は可能になる」と提案していました。

高等学校は、ほとんどの生徒が入学する準義務教育になっています。しかし、発達障害をもつ生徒にとって、高等学校は極めて「狭き門」になっているのが現実です。

発達障害に関わって、診断できる医師や相談機関などが仙台圏に一極集注意していることが問題になっています。一方で、養護学校が仙台圏で不足し、とくに高等部が定員を超過するなど、高等学校段階の教育条件整備では仙台圏に大きな課題があります。

仙台市教育委員会の調査では、仙台市立の小中学校に在籍している児童生徒のうち、専門機関で診断を受けて、配慮してほしいと保護者から申し出があったLD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害をもつ児童生徒数は、今年7月1日現在の調査で727人でした。同調査では、平成13年度は225人で、平成14年度331人、平成15年度402人、平成16年度524人、平成17年度608人、平成18年度727人と、毎年百人ずつ増加しています。高校教育の場で、ますます発達障害への対応が求められていくことは確実です。

#### ■保護者のみなさまへのメッセージ連帯の力で現実を動かしてゆきましょう

発達障害が発見されると同時に適切な支援を受けられるようにすることに始まり、就労と社会参加、成年後見制度の確立にいたるまで、発達障害のある子どもを持つ親の願いはたくさんあります。

2004年12月の発達障害支援法は、発達障害者を支援する人々の提案と運動を背景に成立したこと、超党派の議員連盟がつくられ議員提案により全会一致で成立したことが特徴でした。しかし法制度に位置づけられたとはいえ、自治体の『障害者保健福祉計画』に具体的な施策が盛り込まれるかどうかはこれから運動にかかっています。

到達点と課題を明らかにして、一歩一歩改善をかちとっていくために、障害の種類や程度の違いを超えて、手をつなぐことを心から呼びかけます。

"A dream you dream alone is only a dream. A dream you dream together is reality."

——ジョン・レノン

## ■集計結果のデータ一覧

### 【はじめに】

このアンケートの結果について、貴校ではどのような公開の仕方をお望みですか。  
貴校の望まれる仕方でアンケート結果を公表しますので、まず初めにお答えください。

- ①、統計的に処理し、高校名が特定できないようにする。

60校 (76%)

- ②、高校名を公開して、保護者の進路選択の資料にしてもらってかまわない。  
7校 (9%)

- ③、回答なし

12校 (15%)

### 【設問】1

校内の会議などで、LD、ADHD、高機能自閉症等の問題が話題になりますか。

- ①、なる 33校 (42%)  
②、ない 46校 (58%)

### 【設問】2

校内でLD、ADHD、高機能自閉症等、軽度発達障害についての研修会を行ったことがありますか。

- ①、ある 22校 (28%)  
②、ない 57校 (72%)



#### ◆「ない」と答えた学校へ

今後その計画はありますか。

- ①、ある 6校 (11%)  
②、ない 45校 (79%)  
③、現在、検討中 11校 (19%) (重複回答がある)

### 【設問】3

特別支援教育についての校内委員会を設置していますか。

- ①、ある 9校 (11%)  
②、ない 67校 (85%)



#### ◆「ない」と答えた学校へ

今後、設置する計画はありますか。

- 1、ある 0校 (0%)  
2、ない 54校 (81%)  
3、現在、検討中 8校 (12%)  
4、回答なし 5校 (7%)  
③、回答なし 3校 (4%)

#### 【設問】4

特別支援教育コーディネーターを指名していますか。

- |       |           |
|-------|-----------|
| ①、いる  | 14校 (18%) |
| ②、いない | 65校 (82%) |



◆「いない」と答えた学校へ

今後、指名する計画はありますか。

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1、ある     | 1校 (2%)   |
| 2、ない     | 51校 (78%) |
| 3、現在、検討中 | 6校 (9%)   |
| 4、回答なし   | 7校 (11%)  |

#### 【設問】5)

入学試験の時、願書等で軽度発達障害があることを記入することにより、入学が不利益になることがありますか。

- |            |                               |
|------------|-------------------------------|
| ①、ある       | 3校 (4%)                       |
| ②、ない       | 65校 (82%) (一定の点数をとれば入学は認められる) |
| ③、回答なし、その他 | 11校 (14%) (募集停止の学校がある)        |

#### 【設問】6

軽度発達障害があることを伝える時期はいつがよいとお考えですか。

- |                        |           |
|------------------------|-----------|
| ①、願書を提出する前 (教育相談という形で) | 48校 (61%) |
| ②、合格し入学した直後            | 14校 (18%) |
| ③、いつでもよい               | 4校 (5%)   |
| ④、伝える必要はない             | 4校 (5%)   |
| ⑤、その他                  | 6校 (8%)   |
| ⑥、回答なし                 | 3校 (4%)   |

#### 【設問】7

入学試験前に軽度発達障害をもっていることが事前の相談等わかっており、合格した生徒が過去にいましたか。

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| ①、いた        | 21校 (27%)         |
| ②、現在も在籍している | 7校 (9%) (重複回答がある) |
| ③、いない       | 52校 (66%)         |

#### 【設問】8

軽度発達障害の障害特性に応じた試験の配慮がありますか(例:書きに困難を示す生徒にはPCの使用を認める、等)

- |      |           |
|------|-----------|
| ①、ある | 10校 (13%) |
|------|-----------|

◆どのような配慮ですか。具体的に記入して下さい。

- ・別室での受験。
  - ・県教委に相談しその指導を受ける。ほか
- ②、ない 60校 (76%)
- ◆今後、試験の際の配慮を行う予定がありますか。
- |          |                        |
|----------|------------------------|
| 1、ある     | 3校 (5%)                |
| 2、ない     | 42校 (70%)              |
| 3、現在、検討中 | 11校 (18%)              |
| 4、回答なし   | 4校 (7%) 「募集停止になっている」など |

### 【設問】9

LD、ADHD、高機能自閉症等の診断を受けている生徒が在籍していますか。

- ①、いる 18校 (23%)
- ↓
- ◆何名在籍していますか。  
【 $40 + \alpha$ 】名
- ②、いない 57校 (72%)
- ↓
- ◆今後の受け入れ計画はありますか。
- |          |                     |
|----------|---------------------|
| 1、ある     | 3校 (5%)             |
| 2、ない     | 42校 (74%)           |
| 3、現在、検討中 | 11校 (19%)           |
| 4、その他    | 1校 (2%) 「事例が生じたら検討」 |
| ③、他の回答   | 4校 (5%) 「不明」という回答   |

### 【設問】10

LD、ADHD、高機能自閉症等が疑われる生徒が在籍していますか。

- ①、いる 21校 (27%)
- ↓
- ◆何名在籍していますか。 【68】名
- ②、いない 54校 (68%)
- ③、回答なし、その他 4校 (5%)

これ以降の質問には9)、10)の質問で「いる」とご回答の学校のみお答え下さい。

(「軽度発達障害生徒」とはLD、ADHD、高機能自閉症やそれらの障害が疑われる生徒を指します)

【設問 9】と【設問 10】で、「いる」とご回答した学校は、重複回答した学校も含めて全部で26校ありました。したがって、ここからの【設問】11以下に回答している学校は26校です。

### 【設問】11

軽度発達障害生徒が入学後、指導上において困難と思えることはどのようなことでしょうか（複数回答可）

- |                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| □読み、書きなどの基本的な学習能力が不足、授業についていけない | 7校  |
| □級友との関係が築けない                    | 17校 |
| □級友とのトラブルが多い                    | 11校 |
| □不登校の傾向がある                      | 12校 |
| □欠席や遅刻が多い                       | 3校  |
| □授業の進行を妨げる行為をする                 | 11校 |
| □自分の物の整理やできない                   | 7校  |
| □特に指導上、困難を感じることはなし。             | 5校  |
| □その他                            | 3校  |

( )

### 【設問】12

軽度発達障害生徒に特別な支援を行っていますか。

①、行っている 16校



◆どのような支援ですか。（複数回答可）

- |                  |    |
|------------------|----|
| 1、授業中の個別的な配慮     | 7校 |
| 2、学習支援室での個別的な指導  | 7校 |
| 3、補助員の配置         | 1校 |
| 4、複数の教員による指導     | 8校 |
| 5、スクール・カウンセラーの配置 | 8校 |
| 6、特別なクラスの編成      | 1校 |
| 7、その他            | 2校 |

( )

②、行っていない 10校



◆今後、その計画はありますか。

- |          |    |
|----------|----|
| 1、ある     | 0校 |
| 2、ない     | 5校 |
| 3、現在、検討中 | 1校 |
| 4、回答なし   | 4校 |

### 【設問】13

軽度発達障害生徒を対象とした就労にむけての特別な指導を行っていますか。

①、行っている 8校



◆どのような指導でしょうか。(複数回答可)

- |                     |    |
|---------------------|----|
| 1、就職につながる資格取得を勧める   | 3校 |
| 2、就労にむけての実習を取り入れている | 6校 |
| 3、社会人としてのマナーの指導     | 6校 |
| 4、就職活動の仕方を指導        | 2校 |
| 5、その他               | 2校 |

(

)

- |          |     |
|----------|-----|
| ②、行っていない | 18校 |
| ③、現在、検討中 | 1校  |

#### 【設問】14

軽度発達障害生徒の、中途退学率はどのくらいですか。

1校から約30%とする回答がありましたが、その他については「不明」でした。

#### 【設問】15

軽度発達障害生徒の、就職率はどのくらいですか。その就職先を教えて下さい。

養護学校1校から「100%」であり、スーパーマーケット、リネン業、清掃業、食品加工業などに就労しているとする回答がありました。

全体的に、実状が良く把握されていない様子がうかがわれました。

#### 【設問】16

軽度発達障害生徒の、進学率はどのくらいですか。その進学先を教えて下さい。

養護学校1校から、進学率は5%であり、養護学校高等科、能力開発校に進んでいるとする回答がありました。

通信制1校から、進学率は100%で、専門学校に進んでいるとする回答がありました。

その他については、実態が良く把握されていませんでした。

#### 【設問】17

卒業後、就職も進学もできず、自宅待機をしている生徒の割合はどのくらいですか。

一校から約80%の子どもがそうなっているという回答がありましたが、実態は良くわかりません。

#### 【設問】18

軽度発達障害生徒の指導に関して、学校として行政等からどのような支援が必要だとお考えですか。(複数回答可)

|              |       |
|--------------|-------|
| ①、教員の加配      | 1 2 校 |
| ②、補助員の加配     | 8 校   |
| ③、補助金の支給     | 5 校   |
| ④、専門家による巡回相談 | 1 2 校 |
| ⑤、教員の研修の機会提供 | 1 4 校 |
| ⑥、その他        |       |

( )

#### 【設問】19

軽度発達障害生徒の保護者に望むことはどのようなことですか。自由に記述して下さい。

#### 【設問】20

軽度発達障害生徒の指導に関して日頃お考えのことを自由に記述して下さい。

#### 【 最後に 】

11月23日(勤労感謝の日)に県民会館で開催予定の「支援情報交換会」(当会主催)において、貴校における軽度発達障害生徒の受け入れ状況や支援の取り組みについて、15分程度で報告してもらえませんでしょうか。

|                |       |
|----------------|-------|
| ①、報告することを承諾する。 | 1 校   |
| ②、今回は辞退する      | 5 8 校 |
| ③、検討する         | 1 校   |
| ④、回答なし         | 1 9 校 |

以上